平成３０年第１回今金町議会臨時会　第１号

平成３０年１月２３日（火）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　発議案第１号　今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
４　議案第１号　今金町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
５　議案第２号　今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
６　議案第３号　平成２９年度今金町一般会計補正予算（第１０号）について
７　議案第４号　平成２９年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第４号）について
８　議案第５号　平成２９年度今金町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
９　議案第６号　平成２９年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第３号）について
１０　議案第７号　平成２９年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第４号）について
１１　議案第８号　平成３９年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について
１２　議案第９号　平成２９年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について

○出席議員（１２名）

議長１２番	村　瀬　　廣　君	１番	岸　　徹　也　君
２番	小　川　ひとみ　君	３番	加　藤　三　明　君
４番	向　井　孝　一　君	５番	芳　賀　芳　夫　君
６番	徳　田　栄　邦　君	７番	日　置　紳　一　君
８番	村　上　忠　弘　君	９番	川　上　絹　子　君
１０番	山　崎　　仁　君	１１番	上　村　義　雄　君

○欠席議員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人君
副町長	中島光弘君
総務財政課長	森朋彦君
総務財政課長補佐	住吉淳君
公営施設課長	安達雄一君
公営施設課長補佐	由浅和正君
まちひと交流課長	山田薫君
まちひと交流課長補佐	田中崇君
まちづくり推進課長	寺崎康史君
まちづくり推進課長補佐	早坂靖君
老人保健施設事務長	諸戸康浩君
国保病院事務長	柏田泰明君
国保病院事務次長	立島剛君

○出席事務局職員

議会事務局長	成田光康君
議会事務局係長	佐藤直樹君

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました平成３０年第１回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（村瀬　廣君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（村瀬　廣君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、加藤君、向井君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（村瀬　廣君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なしの声あり」）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、以上のとおり決定いたします。

◎日程第３　発議案第１号

○議長（村瀬　廣君）　日程第３、発議案第１号を議題といたします。

今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、提出者の説明を求めます。

１０番、山崎君。

○１０番（山崎　仁君）　発議案第１号、今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について。

今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年１月２３日提出、今金町議会議員。

今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例。

第１条　今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（平成２０年今金町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２３２．５」に改める。

第２条　今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２０７．５」を「１００分の２１２．５」に、「１００分の２３２．５」を「１００分の２２７．５」に改める。

附則、施行期日等。

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

第２条　改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

次に新旧対照表を載せております、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり。）

○議長（村瀬　廣君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり。）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第３、発議案第１号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議ないので、発議案第１号は、原案のとおり可決いたします。

◎日程第４　議案第１号

○議長（村瀬　廣君）　日程第４、議案第１号を議題といたします。

今金町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　議案第１号、今金町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

平成２９年８月８日付けの人事院勧告に基づく一般職員給与改定に伴い、特別職の期末手当の引き上げを平成３０年１月１７日開催の今金町特別職報酬等審議会に諮問し、諮問どおり答申を得たことから、所要の改正を行なうため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案につきましては、総務財政課長が説明いたします。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　それでは議案の内容につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

総務財政課から別紙で配布をしております、資料の方の用意をお願いいたします。

それでは平成２９年人事院勧告の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

中ほどの囲みをご覧いただきたいと思います。

まず１点目が、月例給の引き上げであります。

これにつきましては、民間給与との格差が公務の平均、年齢で言いますと４３．６歳、平均給与で言いますと４１万７１９円、これと比較をいたしまして、平均で６３１円、０．１５％下回っているとの調査結果が出たことを踏まえまして、俸給表水準を引き上げることとされております。

この結果、初任給を１，０００円引き上げ、若年層についても同程度の改定、その他の職員につきましては、それぞれ４００円の幅を持ち、改定する内容となっております。

この結果、平均改定率は約０．２％となる内容となっております。

２つ目が、一時金、ボーナスの引き上げでございます。

平成２８年８月から平成２９年７月末までの、１年間の民間の支給割合の実績と、年間公務の年間支給月数の比較をしたところ、民間の支給割合が４．４２月であることに対し、公務が４．３０月と０．１２月下回っている調査結果となりました。

このことを受けまして、職員においては年間０．１月、再任用職員については０．０５月アップする勧告となっており、それぞれ勤勉手当で措置するものとなっています。

支給方法ですが、平成２９年度は遡及して支給となります。

１２月支給分の勤勉手当で、職員については０．１月、再任用職員については０．０５月措置します。

平成３０年度以降につきましては、６月期、１２月期でそれぞれ０．０５月ずつ加えて措置する内容となります。

再任用職員につきましては、０．０２５月の措置となります。

以上が勧告の概要であります。

議案第１号の、今金町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定でありますが、これの内容につきましては、３役の期末手当の支給割合につきましては、人事院勧告の一時金、ボーナスに基づいておりますので、１月１７日に開催しました、今金町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、勧告同様に年間４．３０月から４．４０月に０．１月アップを提案しているものです。

支給方法は、平成２９年１２月１日から遡及適応し、職員と同様に平成２９年度は１２月期で０．１月分を、平成３０年度は６月期と１２月期で、ぞれぞれ０．０５月

ずつ措置しようとする内容になっております。
以上が議案の説明になります。よろしくお願いをいたします。
○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。
これより質疑を行ないます。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　質疑を終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第４、議案第１号についての採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第１号は、原案のとおり可決いたします。
◎日程第５　議案第２号
○議長（村瀬　廣君）　日程第５、議案第２号を議題といたします。
今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、理事者の説明を求めます。
副町長、中島君。
○副町長（中島光弘君）　議案第２号、今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。
月例給、期末手当等について、平成２９年８月８日付けの人事院の給与勧告等に基づく所要の改定を行なうため、本条例の一部を改正しようとするものであります。
議案につきましては、総務財政課長が説明を申し上げます。
ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　朋彦君）　議案第２号の内容でございます。
２点ございますが、まず１点目につきましては、先程、議案第１号で説明をいたしました、人事院勧告の内容どおりに給与表の改定と一時金、ボーナスの支給割合を改定するもので、平成２９年４月１日遡及し、適用しようとするものであります。
２点目の改正点でありますが、勤務時間、１時間当たりの給与額の算出に地域手当及び寒冷地手当の月額を参入する内容に改正するものです。
地方公務員につきましては、労働基準法の適用を受けておりますが、地域手当及び寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含めていないことが、労働基準法第３７条に抵触する恐れがあることから、是正するよう労働基準監督署から勧告され、適切な措置を求められているものによるものです。
この改正につきましては、平成３０年４月１日から施行しようとするものでありま

す。以上が説明であります。どうぞよろしくお願いいたします。
○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。
これより質疑を行ないます。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　質疑を打ち切り、討論を行います。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　討論を打ち切り、日程第５、議案第２号についての採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第２号は、原案のとおり可決いたします。
◎日程第６　議案第３号
○議長（村瀬　廣君）　日程第６、議案第３号を議題といたします。
平成２９年度今金町一般会計補正予算（第１０号）について、理事者の説明を求めます。
副町長、中島君。
○副町長（中島光弘君）　議案第３号、平成２９年度今金町一般会計補正予算（第１０号）について、提案理由を申し上げます。
既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ４，４０９万７千円を追加し、補正後の額を歳入歳出それぞれ６１億１，９０５万２千円にしようとするものであります。
補正の概要について歳入より申し上げます。１ページをお願いいたします。
１６款、寄附金において、８７０万５千円の追加であります。
１７款、繰入金において、３，５３９万２千円の追加は基金繰入金で、財源充当であります。
次に、歳出は２ページです。
１款、議会費において、３２万７千円の追加であります。
２款、総務費において、１，９５０万５千円の追加は、総務管理費で１，９３９万６千円の追加で、主なものはふるさと納税関係経費と、別紙にて関係資料を提出しております、クアプラザピリカ浴場、プール棟改修工事外の用途変更に伴う関係予算であります。
選挙費では、１０万９千円の追加であります。
３款、民生費において、１０２万９千円の追加は、社会福祉費です。
４款、衛生費において、１０３万７千円の追加は、保健衛生費であります。
６款、農林水産業費において、１１万８千円の追加は、農業費です。
８款、土木費において、２，００４万９千円の追加の主なものは、道路橋りょう費２，０００万円で、除雪業務委託料です。

都市計画費で４万９千円の追加であります。

９款、消防費において、１１４万９千円の追加であります。

１０款、教育費において、８８万３千円の追加は、教育総務費であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、始めに歳出全般について行います。

５ページから１５ページです。

質疑ありませんか。

山崎君。

○１０番（山崎　仁君）　１２ページ、除雪業務委託料なんですけれども、今年は大変雪が多いと、それから爆弾低気圧と言うんですか、先日も防雪柵が飛ばされるとか、色んな被害がありました。

これは除雪委託料の２，０００万と言うのは、これはかかるものはしかるべき措置をするということでは、理解をするわけですけれども、例えば大変な風が吹いた時、防雪柵、すぐ撤去をしたりやっていたんですけど、非常に危険だというふうに思うんですよね。

そういう時の対応というのは、例えばマニュアルと言うんですか、どうすれとかと言うのはあるんですか。

○議長（村瀬　廣君）　公営施設課長、安達君。

○公営施設課長（安達雄一君）　特別、マニュアルということは定めてございません。

ただ、防雪柵の設置の際に入札後、落札業者が決まって、設置前の打合せということで、毎年例年一緒ですけども、暴風が吹いた時はパトロールをお願いしております。

何か異常があった時はすぐ対応していただくということでお願いをしてございます。

今回の低気圧では、防雪柵が道路側に倒壊したということで、通行上支障があるということですので、作業しないというわけにはいかなかったので、至急対応をしたところでございます。

○議長（村瀬　廣君）　山崎君。

○１０番（山崎　仁君）　昨夜から今朝にかけて首都圏でも大変な雪で交通がマヒをしているような状態だっていうふうに聞いて、昨日からよく聞いたのは不要不急の外出を避けると。

いわゆるそういうこともこれから考えておかなければ、防雪柵がひっくり返るということはあまり想定していなかったことなんですよ。

業者の皆さんには注意して取り組み、対応していただきたいんですけども、町としても、農家の場合には暴風雪の警報、雨もそうなんですけども、注意をするようにというのはファックスで流れることはあるんですけれども、ほか町民等に対して何か啓

蒙する方法があるのかどうかということ。

不要不急は外出は避けるように、これは出なければ一番良いんだけれども、その危ないよという周知をする方法、それらは何かあるんですか。

防災無線もありません。農家の場合には農家ファックスがあります。

一般町民の場合、どういうことが想定されるか。

○議長（村瀬　廣君）　副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　いまご指摘をいただいたように、日本中、想定内というか想定外というか、頻繁にいままでにないような気象状況が生まれるということでは、ここ数年、役場の中でも危機管理チームを作って、都度都度検証をして完璧なものは中々難しいですですから、一番は住民の皆さんが日頃から色んなことと向き合っているような注意喚起というか、そういうものをしていくというのが一番というふうに思っています。

いまご指摘があったように、情報伝達手段というのは前の議会でもご指摘があったとおり、検討中であります。

凄く大きな予算がかかるものもありますが、少し長期的に整備するものについては時間がかかることですから、それを待っていてもしょうがありませんので、常日頃できるものについては、関係課を通じて住民の皆さんに注意喚起を図って行くということをこれから進めたいということで考えておりました。

当然、地震なんかについても倒壊物というのは非常に事故の、そのことによって怪我をしたりということがありますので、どんな備えをしたら良いのかということも通じて、これ町全体には防災の集いだとか避難訓練だとかを通じて普及啓発をしてますけれども、日頃から色んな組織団体で研修会だとか、色々な機会がありますので、一番はその対応がすべき時に言っても中々大変ですから、普段そういうことがない時にでもそういうことが家族の中で一定程度話し合えるような、またそういうものの題材となるような物の情報提供も考えていきたいということで、対応して行きたいと思っております。

公的には防災会議だとか、関係機関の皆さんが所属をされている会議もありますので、そういうところでも意見などを聞いて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

向井君。

○４番（向井孝一君）　７ページのですね、クアプラザピリカの浴場プール棟改修工事外ということで５３０万計上しておりますけれども、浴場であればどの部分でいくらなのか、それからプール棟の改修はどの部分でいくらなのかというのを説明いただきたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　まちひと交流課長、山田君。

○まちひと交流課長（山田　薫君）　お答えをいたします。

まちひと交流課からの浴場プール棟改修工事の概要についてということで資料を

提出しております。
そちらの方を手元にご用意いただければと思います。
当該施設は平成２年度の建設当時、プール、浴場棟として建設いたしましたが、今回プール部分を休憩スペースや体験スペースとして改修するにあたり、建築基準法や北海道福祉のまちづくり条例、浄化槽法等、各種法基準の適合について檜山振興局から指導があり、改修設計後の８月中旬頃から協議調整をしてまいりました。
各種法基準の適合についての確認作業や協議資料の作成等、協議に時間を要し、昨年１２月中旬に法基準に適合した改善協議が整ったことから、改善に係る所要の予算を計上したところでございますので、よろしくお願いをいたします。
檜山振興局等々の協議内容につきましては、担当の公営施設課の方で協議をしてまいりましたので、工事の内容については公営施設課の方からご説明しますので、よろしくお願いいたします。
○議長（村瀬　廣君）　公営施設課長、安達君。
○公営施設課長（安達雄一君）　それでは私の方から先程課長がおっしゃった資料に基づいてご説明したいと思います。
資料の１ページをお開き下さい。
プール浴場棟の１階平面図に改善内容等を表記したものでございます。
各種法令の適合を確認し、振興局と協議をしてまいりましたが、許容開始までに改善するよう指導されたことから、今回改修するものでございます。
内容は大きく３点についてであります。
１つ目は、プールを改修し、プールから休憩、活動スペース等に用途変更するため建築基準法施行令第１１２条第１２項、異種用途区画の規定により既存の浴場と防火区画しなければならないということであります。
図の青い点線で示したラインが浴場と今回改修用途の用途区分として、用途区分した壁、開口部を防火構造としなければならないものであります。
図の①②③は判例にありますように、既存のアルミサッシ窓と受付窓を準耐火構造の壁とすることで防火壁とするものであります。
図の④⑤は判例にありますように、既存の出入り口、木製建具とアルミ製建具を防火認定品である防火戸にするものであります。
図の⑥⑦は建築基準法施行令第１２６条２項、３項の規定により、判例及び参考図のように火災の際に一定の区画で煙の流動を防ぐため、天井面から５０センチ下がりの防煙垂れ壁を新設するものであります。
図の⑧は建築基準法施行令第２５条第１項の規定により、不足する階段、手すりを設置するものでございます。
次に、２ページをご覧ください。
１階と同様にプール浴場棟の２階平面図に改善内容を表記したものであります。
適用法令及び改善内容につきましては、資料のとおり１階と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではありますが説明を終わらさせていただきます。
○議長（村瀬　廣君）　向井君。
○４番（向井孝一君）　説明は分かったんですけど、金額が両方とも。
○議長（村瀬　廣君）　公営施設課長、安達君。
○公営施設課長（安達雄一君）　いま大きく３つの法基準に伴う改善点については５３０万円の予算をしております。
○議長（村瀬　廣君）　向井君。
○４番（向井孝一君）　ですから５３０万の内訳で、浴場の方にいくらかかって、プールの方にいくらなのということを質問しているんですけど。
○議長（村瀬　廣君）　公営施設課長、安達君。
○公営施設課長（安達雄一君）　現在、概算でありまして、詳細設計をはじいたわけでございませんが、プール浴場といま議員さんがおっしゃった、休憩、体験スペースに分けての設計ははじいてございませんので、仕事としては１つの工事でありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。
○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。
以上で歳出全般の質疑を終わります。
次に、歳入全般の質疑を行ないます。３ページから４ページです。
歳入全般について、質疑ありませんか。
以上で、歳入全般の質疑を終わります。
歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。
日置君。
○７番（日置紳一君）　歳出１２ページで、道路維持費なんですけども、先程同僚議員もちょっと触れていましたけども、防雪柵が倒れましたよね。
それで再度立て直しには、また新たな予算というのは出るもんなんでしょうか。
○議長（村瀬　廣君）　公営施設課長、安達君。
○公営施設課長（安達雄一君）　お答えいたします。
一度設置をいたしまして、この防雪柵が倒壊したのは去年の２５日でございました。
防雪柵の丁度検定ですね、設置の検定をしていて時に暴風で倒壊したということでございますので、一度設置が完了したというふうに見なしますので、いま業者さんと調整をいたしまして、約５００万円の設置撤去、二度手間ということになりますので、そういう経費を見込んでおります。
予算につきましては、現在の予算の執行残がございますので、その中で対応したいというふうに考えております。
○議長（村瀬　廣君）　日置君。
○７番（日置紳一君）　歳入の方で、一般寄付金なんですけども、今回８７０万５千円あるんですけども、これ何件位、件数だけ教えてください。
○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。
○総務財政課長（森　朋彦君）　今回、補正予算をお願いしております、８７０万５千

円でありますが、まずふるさと納税分が１１月から１月１５日までの分でありまして、６７０件、金額にしまして８６５万５千円、それから一般寄付金が１件ありまして、これが５万円です。

併せて８７０万５千円というところになっています。

ちなみにですが、１２月末現在までのふるさと納税の申し込みの件数と金額でありますが、合計で１，８３２件、金額にしまして１，６７４万１，５００円の累計額となっておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

○議長（村瀬　廣君）　他に質疑漏れありませんか。

徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　本当でしたら条例審議の中で聞けば良かったんですけど、時機を逸したものですから、お許し願いたいと思います。

特別職の報酬審議会が開催されて、特別職と議員さんの期末手当の改正がなされるわけですけれども、町には各種委員さんが数多くいらっしゃいまして、その委員報酬の改正というのは、ここ何十年も十何年いじっていないような気がするんですけれども、その辺のところは今回の報酬審議会にかからなかったのかどうかどうなのか、その辺はどうですか。

○議長（村瀬　廣君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　今回、報酬審議会の方にご審議をお願いしたのは、２９年の人事院勧告に関わる部分でありまして、特別いまの段階で他の特別職、委員さんですね、こういったものの報酬のところまではお話は及んではおりませんでした。

報酬審議会の委員さんの方からも、そういうようなお話は今回なかった経過であります。

少し記憶が曖昧なんですけども、平成１５年ないし１７年位に一度、各種委員含めて報酬の見直しをした経過があるかと思いますが、それ以降の見直しの協議経過というのは、私の記憶の中ではないということで押さえておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村瀬　廣君）　徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　私も確か十何年もいじっていないんではないかなというふうに思ったものですからね、新年度に向けてその辺のところも時代も変わってきていることですし、そろそろ見直しをかけてやっても良い時ではないかなと思いますので、我々だけ上げてほかが上げないというと、なんかいず苦しいものもございますので、１つその辺のところも、新年度に向けてご協議願いたいと思います。

答弁いりません。

○議長（村瀬　廣君）　副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　関連でお答えをしたいと思いますが、今回の報酬審議会については特別職等の審議会ですので、直接各種委員の皆さんの報酬についてということは話題にはなっておりません。

ただこの間、色んな組織から改定、全道的に見直しをして下さいという要望書もい

ただいております。

いまうちの方で少し考えているのは、４町連携をやっておりますけれども、４町の中でも少しバラつきが色々あります。

そういうことでは、近隣の中で同じ業務をしていただいている中で、一度これ副町長段階でいま検討しようということで、最終的には町長の方に相談をする場面になると思うんですが、新年度の中で各種委員さんの報酬の現状を４町の中で少し検討して、いきなり一緒にすることはできませんが、例えば改定をするということであれば、同じような趣旨と同じような考え方で、これからやっていかないというようないま出ておりますので、新年度に間違いなく副町長段階で一度検討する予定でおりますので、具体的な反映については３１年度というような方向になるかもしれませんが、そういうことを土台にしようということで、やっておりますので併せてご理解をいただければと思います。

○議長（村瀬　廣君）　他にありませんか。

以上で、歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第６、議案第３号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第３号は、原案のとおり可決いたします。

◎日程第７　議案第４号

○議長（村瀬　廣君）　日程第７、議案第４号を議題といたします。

平成２９年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第４号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　議案第４号、平成２９年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第４号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１４万１千円を追加し、補正後の額を歳入歳出それぞれ１０億９，２４８万７千円にしようとするものであります。

補正の概要について、歳入より申し上げます。

１ページをご覧ください。

９款、繰入金において、１４万１千円の追加は一般会計繰入金であります。

次に歳出は２ページです。

１款、総務費において、１４万１千円の追加は総務管理費であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は歳出、歳入全般について行います。

３ページから４ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑を終わります。

歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第７、議案第４号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第４号は、原案のとおり可決いたします。

◎日程第８　議案第５号

○議長（村瀬　廣君）　日程第８、議案第５号を議題といたします。

平成２９年度今金町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　議案第５号、平成２９年度今金町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３１万円を追加し、補正後の額を歳入歳出それぞれ７億４，８３７万１千円にしようとするものであります。

次に、サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ６万円を追加し、補正後の額を歳入歳出それぞれ１，３５０万３千円にしようとするものであります。

補正の概要について申し上げます。歳入は１ページです。

８款、繰入金において３１万円の追加は、一般会計繰入金であります。

次に歳出は２ページです。

１款、総務費で１５万１千円の追加は、総務管理費で９万１千円、介護認定審査費

で６万円、それぞれ追加であります。

４款、地域支援事業費で１５万９千円の追加は、介護予防生活支援サービス事業費で５万４千円、包括的支援事業任意事業費で１０万５千円、それぞれ追加であります。

次に、サービス事業勘定、歳入は３ページです。

２款、繰入金において６万円の追加は、一般会計繰入金です。

歳出は４ページです。

１款、サービス事業費において、６万円の追加は地域包括支援事業費であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は始めに保険事業勘定歳出、歳入全般について行います。

５ページから１０ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、保険事業勘定歳出、歳入全般の質疑を終わります。

次に、サービス事業勘定歳出、歳入全般についての質疑を行ないます。

１１ページから１２ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、サービス事業勘定歳出、歳入全般の質疑を終わります。

保険事業勘定及びサービス事業勘定全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、保険事業勘定及びサービス事業勘定全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第８、議案第５号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第５号は、原案のとおり可決いたします。

◎日程第９　議案第６号

○議長（村瀬　廣君）　日程第９、議案第６号を議題といたします。

平成２９年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第３号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　議案第６号、平成２９年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、既定の予算の総額に収入支出それぞれ５１万８千円を追加し、予算の総額を収入支出それぞれ３億７，６５３万４千円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び支出において９７２万円を追加し、３，４０６万６千円にしようとするものであります。

また、第６条において債務負担行為を行うものです。

事項、給食調理業務委託、期間、平成３０年度、限度額、５，９９５万４千円、内容につきましては、平成３０年度より新たな給食調理業務委託業者を早急に選定し、入札を執行するためのものであります。

なお、議案第７号、平成２９年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第４号）においても給食業務委託での債務負担行為をお願いするものであります。

それでは補正の概要について、収益的収支より申し上げます。

１ページです。

収入１款、第２項、事業外収益で５１万８千円の追加は、一般会計補助金であります。

次に２ページから３ページです。

支出１款、第１項、事業費用で５１万８千円の追加は、給与費であります。

次に４ページです。

資本的支出で第２項、建設改良費で９７２万円の追加は、別紙参考資料で提出しております、介護用備品購入費でナースコールの更新であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般について行います。

１ページから４ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般についての質疑を終わります。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。
　討論を打ち切り、日程第９、議案第６号についての採決を行います。
　本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第６号は、原案のとおり可決いたします。

◎日程第１０　議案第７号
○議長（村瀬　廣君）　日程第１０、議案第７号を議題といたします。
　平成２９年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第４号）について、理事者の説明を求めます。
　副町長、中島君。
○副町長（中島光弘君）　議案第７号、平成２９年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第４号）について、提案理由を申し上げます。
　今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において既定の予算の総額に収入支出それぞれ１０３万７千円を追加し、予算の総額を収入支出それぞれ７億３，７５３万４千円にしようとするものであります。
　また、第４条において、債務負担行為を行うものです。
　事項、給食調理業務委託、期間、平成３０年度、限度額、２，１３８万１千円。
　次に補正の概要について、収益的収支について申し上げます。
　１ページから２ページです。
　収入１款、第２項、医業外収益で１０３万７千円の追加は、一般会計負担金であります。
　支出１款、第１項、医業費用で１０３万７千円の追加は、給与費であります。
　以上、概要を申し上げました。
　ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。
　これより質疑を行ないます。
　質疑は収益的収入及び支出全般について行います。
　１ページから２ページです。
　質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　以上で、収益的収入及び支出全般についての質疑を終わります。
　収益的収入及び支出全般について、質疑漏れございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　以上で、収益的収入及び支出全般についての質疑漏れを終わります。
　質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第１０、議案第７号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第７号は、原案のとおり可決いたします。

◎日程第１１　議案第８号

○議長（村瀬　廣君）　日程第１１、議案第８号を議題といたします。

平成２９年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　議案第８号、平成２９年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３万９千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億２，９３０万円にしようとするものであります。

補正の主なものについて、歳入からです。１ページです。

５款、諸収入について３万９千円の追加は、雑入です。

歳出は２ページです。

１款、総務費において２０万９千円の追加は、総務管理費です。

２款、維持費において１７万円の減額は、維持管理費であります。

以上、概要を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は歳出、歳入全般について行います。

３ページから４ページです。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑を終わります。

歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第１１、議案第８号についての採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第８号は、原案のとおり可決いたします。

◎日程第１２　議案第９号
○議長（村瀬　廣君）　日程第１２、議案第９号を議題といたします。
平成２９年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、理事者の説明を求めます。
副町長、中島君。
○副町長（中島光弘君）　議案第９号、平成２９年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、提案理由を申し上げます。
今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ４万９千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９，４９６万１千円にしようとするものであります。
補正の主なものについて、歳入から１ページをご覧ください。
４款、繰入金において４万９千円の追加は、一般会計繰入金であります。
歳出は２ページです。
１款、総務費において４万９千円の追加は、総務管理費です。
以上、概要を申し上げました。
ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（村瀬　廣君）　説明が終わりました。
これより質疑を行ないます。
質疑は歳出、歳入全般について行います。
３ページから４ページです。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑を終わります。
歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　以上で、歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
（「なし」の声あり）
○議長（村瀬　廣君）　討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第１２、議案第９号についての採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（村瀬　廣君）　ご異議がないので、議案第９号は、原案のとおり可決いたします。

◎閉会の宣告

○議長（村瀬　廣君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

これをもって、平成３０年第１回今金町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会　１０時４８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成３０年1月２３日

議　　長

署　名　委　員

署　名　委　員